

平成16年6月16日(水)

開 会

10時00分

総務局

10時00分

職員紹介

10時00分

前回の委員長報告に対する回答

10時00分

一般会計予算からの繰出金について

・平成15年度決算見込みをまとめるに当たり、繰出金の増額が大きいところから、本年度の予算執行、来年度の予算要求に際して、さらに効果的な財政運営による歳出削減、料金の適正化・収納率向上等による歳入確保を図り、政策的判断に基づく繰出金を初め一般会計繰出金が必要最低限となるよう財政課から他会計所管部局に対して通知をさせるとともに、今後各会計の財政運営についての問題点の把握とその解決策等について各所管部局とともにさらに検討を重ねていく。

提案理由説明

10時01分

- ・議案第61号 姫路市市税条例の一部を改正する条例について
- ・議案第77号 専決処分の承認について(姫路市市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認)

質疑・質問

10時05分

問 議案第77号について、個人市民税では負担が大きくなると思うが、その見積もりはどのくらいか。

答 均等割の税率引上げで約8200万円、均等割非課税基準の引上げで約60万円、所得割非課税基準の引下げで約40万円、それぞれ増額になり、計8300万円の増となる。公募株式投資信託の課税軽減では不明である。

問 議案第61号での優良住宅とは何か。どういう基準で定めるのか。

答 国・県・市がかかわって造成分譲するものである。例えば豊富団地がそうである。それと開発行為で大規模なものも含まれる。

問 民間でも立派な区画ができておれば優良住宅の対象にならないのか。

答 民間のものもある。

問 広さの要件はどうなっているのか。それを明確にしておかないと開発する業者にも影響があるのではないか。

答 早急に調べて後ほど渡すようにする。

問 調べたところ、議員報酬についての条例に不備があるのではないか。議員は勤勉手当はもらえなくて期末手当だけがもらえる。それは条例上、夏・冬合わせて3ヶ月となっている。調べてみたら実際は5.28ヶ月分もらっている。一般職は4.4ヶ月である。条例上定められていないものを我々がもらっているということについての根拠を教えてください。

答 確かに条例に示しているものと計算基礎は違っている。根拠は今手持ちの資料がないので後ほど資料を用意する。

要 望 議員の手当てが条例・規則に基づいていないとおかしい。その範囲内で定めてもらわないと市民に説明がつかないので改めてほしい。

要 望 退職金の計算について、在職20年以上の職員には姫路市でも1号級上位の計算をする。本会議では勤務成績が特に良好な職員についてと答弁していた。後でいいので人数を教えてください。

問 議員の報酬について、報酬審議会が開かれていないのはなぜか。

答 2年ごとに必要があれば開いている。昨年がその年に該当していたが、市民の声の高まりが特にはなく、一般職員と比較しても特に開催する時期ではないという見解がある。

問 それは局長の意見か市長の意見か。審議会は、その額について適正かどうかという

ことを市長が招集する。ただ報酬審議会は平成10年から6年間開かれていない。平成11年は市長に対して報酬審議会への諮問を見送られるよう申し入れを行っているが、この時は人事院勧告が給料が上がるという内容であったから経済情勢に鑑みて見送ってもらいたいということだった。これは分かる。平成13年、15年については開かない理由がない。私自身は報酬が高いという指摘をされた。自分では高い低いを判断できないので第三者が判断すべきものである。市長には2年ごとだと言っているのか。

答 市長は認識している。仕事に対しての対価が高い安いというのは一人一人違う。それは第三者が判断するものだと思っている。

問 一般職は人事院勧告に準拠している。議員は常勤ではないのに勤勉手当が含まれたのと同じ割合の期末手当が出ていて報酬についても見直しの規定が生かされないというのはおかしい。市長も自分の報酬についても諮問する義務があると思うがどのように考えるか。

答 事務職として非常に難しい質問である。一般職は人事院勧告に従うが、それは民間企業と比べてということなので仕方がないと認識している。市長や議員という選挙される方については市民が見ているわけである。そういう機運が高まっていないということだと思う。

要 望 市議会もその間で定数削減しているのをそれを勘案すれば一概に下がるとはならないだろうが、2年ごとにきちんと開いて適正かどうか第三者に判断してもらうことであるので市長に言っておいてもらいたい。

問 固定資産税の徴収で10年間建物が無いのに課税した場合、5年間分しか還付できない。しかしそれ以前の分についても還付するということはあるのか。

答 地方税法上は時効があり5年間の還付になる。しかし明らかに違法な課税を行っているものについては、事情によっては考慮していることもある。

問 そういった事実があった時には公開しないといけないと思うが平成15年にはそういった事例はあったのか。

答 1件あった。

問 それがあったのがいい悪いではなく、税項目上どのようなお金であるのか。損害賠償するのであれば議会の議決が必要であると思う。法的に根拠がないと出せないものを出しているのはおかしい。そういうことがあった時に5年を越える分についてはどうしても返せないから、後は裁判でもしてくれとしかいえない状況ではないのか。それをきちんとしないと税に対するそういう話はすぐに外に出てくる。そういう事実があれば議会に対して議案を出して損害賠償するというふうにはしないといけないと思うがどうか。

答 指摘のように考える。

問 PFIで事業費がおおむね20億円以上の事業を対象とするとあるが、それは3億でも5億でもいいと思うがどうか。

答 まず20億円ありきではだめだと思っている。

問 PFIの前に民間のノウハウを利用してやれる事業はたくさんある。民間に委託できるものは活用してやらないといけないと思うがどうか。

答 民間委託、指定管理者制度など民間の力でできるものは民間でというのは大前提であって、いろんな手法の中でPFIも一つの手法ということで挙げている。

問 処分の指針がつけられたが、不正情報を知ったときにも守秘義務ありとして黙っておかなければならないのか。

答 社会通念上明らかな法違反は守秘義務にあたらぬ。

問 不祥事が続いたが、前にもあったしこれからも可能性はある。民間のようにチェック項目を設けないといけないと思うがどうか。

答 チェックシステムはあったがそれがうまく機能していなかったのが大問題だ。特に公金を扱う部署では会議を通じ再確認している。

問 キャッシュフローは特別会計の分もできないのか。

答 今後つくっていく方向で検討している。中身を検証し、できるだけ早期につくりたい。

意見 現在やっている事業で民間委託できるものはやるべきだ。

問 あまり20億円という数字を強く出さないほうがいいと思うがどうか。

答 初めてやることなので一応20億円という数字を設定した。例えば5億円でもやっている事例もある。それと同じような事業がある場合にはそれも参考にする。ただ、PFIの手法自体に何千万円という経費がかかるので今後研究の中で対応していきたい。

問 PFIの導入はいいことだと思うが、参加する企業の信用度が問題になる。例えば途中で挫折されても困る。例えば民間がその事業に参加するに当たって出資するなど担保となるものも検討すべきと思うがどうか。

答 PFI事業は非常に複雑な事業である。実際に契約をするのはSPC（特定目的会社）で、これに対して参加する企業が請負契約や管理運営などについて個別の契約を結ぶ。いろんなリスクがあると思うので契約の中でリスク分担も明確にする。

問 補助金をもらっているものについてPFIをやると補助金が消えてしまうことがある。公共性のある事業については関係省庁に対して補助金を出してもらえよう要求するとしているが、それが一番大きいと思う。PFIと補助金で倍の効果が出てくると思う。補助金のカットはいくらまでならPFIの方がいいなどいろいろ難しい問題があると思うがどうか。

答 もらえるべき財源はもらわなければいけない。国の方にも順次働きかけて補助金が交付されるようにしたい。各事業担当課で補助金についても把握して進めていく。

要望 中核市としても補助金について申し入れしていくなどしてほしい。

問 処罰の指針ができたのはいいと思う。行政は市民に信頼されないといけないのに市役所が市民に信頼されていない。職員が規律を守らなければならないというのはあまりに初歩的なことであるが、公務員倫理に関する研修をやらないといけないのではないか。高度な研修も必要だが、一度原点に立ち返って考えるべきだ。非常に残念に思っている。

答 公務員倫理については不祥事があった時に初めて出てくる問題ではなく、基本中の基本であるので、地方公務員法に書かれてある以前のことについても機会があるごとに言っている。新規採用職員の研修、ワークシェアリングの研修、主任試験前や行政職5年目、新係長、新課長に対して行っている。公務員法という難しいことだけでなく姫路市職員としてのあり方、公務員としてあるべきことなど常に研修しているが不祥事が起こってしまった。これからは常にこのようなことを心がけて公務員倫理についての研修もふやしたい。今回から公務員倫理のビデオを全職員に貸し出しするようにしている。

要望 PFIは補助金など課題は多いと思う。他都市でもやっているところがある。どの程度経費節減になっているかなど具体的な数値も研究し、参考資料をつくってほしい。

要望 民間のノウハウでも施設全体で見ると、一部でもノウハウを取り入れるかという点を検討してほしい。特殊なノウハウを持っているところは施設の一部でもここに入れていくように検討してほしい。

問 不祥事があった場合、事実の発見者はどこに相談していけばいいのか。特にセクシャル・ハラスメントの場合は親告でないとわからない。手軽に相談できる場所がないと思うが、対処法を考えているのか。

答 庁内で検討しており、パンフレットを作成している。相談先もそこに記載する。

問	内部告発者の保護もこれから指針に追加されるのか。	
答	他都市の条例も踏まえて十分に検討していく。	
問	職員採用が激減する。階層差はあまりでないほうがいいと思うがしかたないのか。	
答	香寺町、安富町が入ると二百人以上の職員増になるのでこれが限度と思う。	
	終了	12時09分
	休憩	12時10分
	再開	13時00分
	消防局	13時00分
	職員紹介	13時00分
	提案理由説明	13時00分
	・議案第62号 姫路市消防団員退職報奨金支給条例の一部を改正する条例について	
	・議案第63号 姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について	
	・議案第78号 専決処分の承認について（姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認）	
	質疑・質問	13時11分
問	議案第78号ではかなり少額のダウンであるが法改正に合わせて条例を改正しないといけないものなのか。	
答	法に合わせる。独自にやることもできるが基金の持ち出し分が返ってこない。	
問	合併すると業務が多くなったりいろいろと複雑である。合併の協議でPAを廃止して全部救急車にするという話はしているのか。	
答	していない。近くの消防隊が出動することには効果があり理解されていると思う。全てを救急車でやると人員も多くいる。地域差もある。限られた財源の中で効率的にやっていきたい。	
要望	面積が広ければ行くのにも時間がかかる。人の命は金では買えないが、地域住民が安心して暮らせるようにもう少しきめ細かい配置をお願いしたい。	
問	防災センターについてはどこまで進んでいるのか。構想はまだか。議会に報告はあったのか。	
答	今は設計の段階である。もう少し煮詰まったら議会に報告しようと思っている。設計に今年度中かかる予定で、平成19年4月オープンを目指している。	
問	設計の前の基本構想をなぜ議会に出さないのか。	
答	本会議の答弁ではしたが正式には報告していない。	
問	本会議で答弁してなぜ委員会で報告しないのか。	
答	まだその段階ではないと思った。	
問	委員会に報告するのは当然だ。設計の前の段階で議会の意見を聞かないのはおかしい。議会が意見を言う場をつくらなかつもりか。	
答	また構想については次の議会で報告したい。	
要望	本会議で質問があったが、消防車はNOx・PM法の適用外になるように、市として要望してほしい。	
問	防災監は危機管理に立ち入れるのか。	
答	自然災害が主な職務であるが、今後は総務局関係といろいろ検討しないといけないと思っている。立ち入るかどうかはわからない。自衛隊や警察のOBを採用しているところもある。いろいろあるので検討すべき問題だと思う。	
意見	伝染病が広がる場合のことも考えて、危機管理所管のところがわかればやりやすいかと思った。	
	終了	13時37分

産業局	13時39分
職員紹介	13時40分
前回の委員長報告に対する回答	13時41分

(1)観光での他部局との連携について

・「1000万人集客都市・姫路」「もてなしの都市・姫路」の目標を掲げた観光基本計画に基づいて施策を進め、姫路市地域経済再生プラン検討懇話会において検討されている地域経済再生プランの内容も踏まえ、施策展開を図る。姫路城や美術館など周辺施設を積極的に活用するとともに、各種イベントの実施の際には連携を図りながら観光客の誘致に努めるなど横断的な取り組みを行うため、姫路城管理事務所・城活性化センター・好古園・美術館・県立博物館・文学館と定期的な会合をもって、共通券の発行を検討を行っている。

(2)各職場の現況を正しく把握し、適正な人数の配置をすることについて

・中央卸売市場について総務局に報告した。総務局からの回答では、職員の配置は行財政改革の観点に基づきつつ、市民サービスを低下させないように各職場での業務量や業務内容を十分に把握し、業務の遂行に必要な人員を精査した上で柔軟かつ的確な人員配置に努めているとのことだった。

報告事項説明 13時45分

- (1)報告第5号 平成15年度歳出予算の経費の繰越について
- (2)市民ふれあい朝市について
- (3)「ザ祭り屋台 in 姫路」実施結果について

質 問 13時52分

問 市民の声としてよく聞かれるのは、祭りを市の事業としてやらないのは政教分離の関係か、ということである。どのようにとられているのか。

答 奉賛会が実施主体でやったが、神輿は神事で屋台は神事ではない。今回は民主導でやった。

問 次はどうするのかという声もよく聞き、継続するように思われている。それだけに今回の経済波及効果等を検証して行政として継続するかどうか早く判断してもらいたい。他の地域にしてもイベントをするなら費用の都合もあることから早めの判断が必要であるがどうか。

答 当日にはリサーチ会社にアンケートを依頼し、大手前や三の丸で面談で質問をしてもらった。二十数項目に及ぶ質問で、会場に来た目的や印象、継続性やお金の使い道等について尋ねている。8月末には結果が出る。また通行量調査の結果も踏まえて早急に結論を出すようにしたい。

問 今回はイベント業者が入っていなかった。屋台が会場入りした時にも1台ずつ入っていたので全部の屋台が揃った豪快さが足りなかったと思うがどうか。

答 今回はイベントのプロは入っておらず、手作りのイベントになっている。今後もそのようにしたい。

意見 入れ墨が入った人が担ぎ手に多かった。これでは姫路のイメージが良くないので服を着せるとかできないのかと思った。

意見 庁内でこのイベントに対して批判的な文書が流れている。職員がそのようなことではだめだ。きちっとしておかないと中から崩れてしまう。

問 奉賛会の決算についても8月末にでるのか。

答 報告する。

問 警察が今後このようなイベントに協力したくないと言ったのは事実か。

答 関係者の反省会の中で、ルール無視のことや事前に警察から言われていたのにできていなかったことについての批判は受けた。

問 道路占有許可を出さないということではなかったのか。

答

そういうことではない。大きな事故もなく無事に終わったということなので、悪かった点の批判を受けたということである。

終 了

14時10分

意見の取りまとめ

14時10分

(1)議案について

- ・議案第61号、議案第62号、議案第63号
以上3件については全会一致で可決すべきものと決定
- ・議案第77号、議案第78号
以上2件については全会一致で承認すべきものと決定

(2)請願審査について

- ・請願第18号については、審議未了とすべきものと決定

(3)陳情報告について

- ・陳情第15号について報告

(4)意見書(案)について

- ・別紙6のとおり意見書を送付することに決定
- ・文案は正副委員長に一任
- ・提出者は井上委員を除く全委員(欠席の井上委員については、提出者に加わるかどうか確認し、提出者にならなかった)
- ・提案理由の説明は宮下委員長

(5)閉会中継続調査について

- ・別紙5のとおり、継続調査すべきものと決定

(6)委員長報告について

- ・正副委員長に一任すべきものと決定

閉 会

14時30分